

秋田県告示第190号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項の規定により、次のとおり八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公表する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

（「次のとおり」は、省略し、秋田県生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室、秋田県山本地域振興局福祉環境部環境指導課及び秋田地域振興局福祉環境部環境指導課に備え置いて縦覧に供する。）